

届出が必要なとき		届出に必要なもの	
これから加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、年金手帳	
	職場の健康保険や厚生年金をやめたとき	資格喪失証明書(連絡票)、年金手帳	
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者からはずれたとき		
	子どもが生まれたとき	親の保険証	
すでに加入している場合	脱退のとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
		職場の健康保険や厚生年金に入ったとき	国保と職場の保険証、年金手帳
		職場の健康保険や厚生年金の被扶養者になったとき	
	その他	国保や国民年金の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、喪主の認印、喪主名義の通帳、年金手帳
		住所、氏名、世帯や世帯主が変わったとき	保険証
		就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証を失くしたとき(汚れたりして使えなくなったとき)	身分を証明するもの(運転免許証、個人番号カードなど)	

何かと忙しいこの季節。会社を退職される方、就職される方、引越して住所が変わる方など、慌ただしい日々が続きます。「忙しいから」「面倒だから」といつてそのままにせず、届出が必要な場合(左表参照)は、14日以内に手続きをしてください。

**保険の手続きが遅れると**

◇加入の月までさかのぼって、税を納めることとなります。

◇医療費が全額自己負担になったり、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

※職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてください。

**問い合わせ**  
 国保年金課 電話 840651

## 春は退職・就職シーズ 国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

対象となる大会
①国民体育大会及び全国障がい者スポーツ大会
②国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭
③国、都道府県、公益財団法人日本スポーツ協会など(政治団体、宗教団体、競技流派団体などを除く。)が主催する全国規模の大会で、予選会または選考会などを経て出場などするもの

支給金額
◇個人 5,000円
◇団体 5,000円×人数(上限30,000円)
※同一対象者に対する支給は、1年度につき1回とします。
※市の他の補助制度などとの併給はできません。

## スポーツ・文化活動の全国大会に出場する方に 激励金を支給します

スポーツや文化活動の振興のため、全国大会に出場する方などへ激励金を支給します。半田市から2020年に東京で行われる「オリンピック・パラリンピック」に出場する方が誕生するよう応援していきます。

**支給対象者**

◇市内に在住、在勤、在学する方

◇市内に活動の拠点がある団体

**手続き・問い合わせ**

原則、対象大会に出場する20日前までに支給の申し出などが必要に

◇スポーツ課 電話 221184

◇文化に関すること 生涯学習課 電話 237341

なります。詳しくは担当課にお問い合わせください。



▲市長表敬訪問の様子